

原議保存期間 1 年
(令和 4 年 3 月 31 日まで保存)

警視庁交通部交通総務課長
各道府県警察本部交通部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部広域調整第二課長

殿

事務連絡
令和 2 年 1 2 月 1 7 日
警察庁交通局交通企画課理事官

「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」における施設内審査について

特別装置自動車の公道実証実験に関する道路使用許可については、「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の改訂について(通達)(令和 2 年 9 月 17 日付け警察庁丙交企発第 76 号ほか。以下「通達」という。)により取り扱うこととしているところである。

この度、特別装置自動車の実証実験を実施している主体等から、通達別添「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」(以下「基準」という。)に基づく施設内審査について、一の都道府県警察において合格した際に受審した審査項目を他の都道府県警察で再度受審せずに済むよう要望を受けているところである。

現在、警察庁において施設内審査の合理化を検討しているところ、各位にあっては、当分の間、下記のとおり対応されたい。

記

1 警察庁への報告

特別装置自動車の公道実証実験の実施主体から事前相談を受けるなどした際に、監視・操作者となる者(以下「該当者」という。)に関する以下の事項を聴取の上、本事務連絡末尾に記載の警察庁担当者に対して速やかに報告すること(様式自由)。

- (1) 人定事項
- (2) 施設内審査合格歴の有無
- (3) ((2)が有の場合には) 合格時期、合格した都道府県及び合格した際の実験車両の名称
- (4) その他参考となる事項

2 審査受審歴等の事実確認

上記 1 の報告を受けた警察庁は、該当者が施設内審査合格歴を有している旨申告した場合には、当該施設内審査を実施したとされる都道府県警察に対し、該当者に係る施設内審査合格歴の有無、実施した審査項目等を確認することとする。そのため、都道府県警察にあっては、警察庁からの事実確認に対して迅速に回答されたい。

3 施設内審査の省略

警察庁は、上記 2 の確認後、上記 1 の報告を行った都道府県警察に対し、該当

者の施設内審査合格歴の有無、実施した審査項目等を通知する。通知を受けた都道府県警察は、該当者に対する施設内審査を実施する場合には、過去に合格した際に受審した項目についての審査は省略するなど、円滑な実験実施に十分配慮すること。

なお、本事務連絡は、真に必要があると認めるときは、該当者が過去に合格した際に受審した審査項目以外の項目の審査を新たに実施することを妨げるものではない。